# しながわシニアネット 会則

## (名 称)

### 第 1 条

この会は、しながわシニアネット(略称 SSN)と称する

### (事務所)

#### 第 2 条

この会の事務所は下記に置く。

東京都品川区東大井六丁目 11 番 11 号(いきいきラボ関ヶ原内)

### (目的)

#### 第 3 条

シニアがいきいきと自立して生活し社会参加するために、必要な情報と、 交流や活動の場を提供し、あわせて情報活用能力向上を支援することを通じて、地域の活性化に資することを目的とする。

### (会員)

### 第 4 条

- 1 この会の会員は、品川区内に在住する概ね 55 歳以上の個人で、本会の目的に賛同する正会員、 賛助する個人又は法人等の賛助会員をもって構成する。
- 2 会員は本会則を遵守しなければならない。

### (役員)

### 第 5 条

- 1 この会の運営を円滑に執行するために、正会員の中から次の役員をおく。
  - (1) 代表運営委員 1 名
  - (2) 副代表運営委員 2 名
  - (3) 運営委員 若干名(10 名以内)
  - (4) 監事 1 名(2 名以内)
- 2 運営委員及び監事は運営委員会において推薦し、総会の承認を得る。
- 3 代表、副代表は運営委員の互選とする。(設立当初は発起人会の互選)
- 4 代表、運営委員の中から、会計を指名することが出来る。
- 5 会計は、この会の経理事務及び金銭出納に関する事務を統括し、運営委員会および総会に報告する。

## (役員の職務)

#### 第 6 条

1 代表は、この会を主宰し統括する。2 副代表は、代表を補佐し会の円滑な運営に務め、代表に事故があるときはその職務を代行する。

#### (役員の任期)

#### 第 7 条

役員及び監査役の任期は一期 2 年とする。再任は妨げない。

### (入 会)

#### 第 8 条

第 4 条に基づき入会を希望する者は、所定の手続きにより代表に申し込み、代表の承認を得なければならない。

#### (会 費)

#### 第 9 条

会員は別途定める会費を納入しなければならない。

### (退 会)

#### 第 10 条

- 1 会員は、書面もしくは電子メールで代表に申し出ることによりいつでも退会することができる。 また、死亡などによりこの会と連絡がとれなくなった場合は、自動的に会員の資格を失う。
- 2 会員は、この会の名誉を著しく毀損し、または第 3 条に定める会の目的に著しく逸脱した行為をしたと認められる場合、代表の権限によりその資格を失う。

#### (会議)

### 第 11 条

この会の会議は総会と運営委員会とする。

### (総会)

# 第 12 条

総会は下記の事項を決議する。

- 1. 会則の変更
- 2. 事業報告及び収支決算
- 3. 事業計画及び収支予算
- 4. 役員の選任または解任
- 5. その他、この会運営上の重要事項

### (運営委員会)

#### 第 13 条

- 1 運営委員会は運営委員によって構成し、代表が招集する。
- 2 運営委員会は、この会の運営に関する企画提案、この会の運営上の事柄に関する検討承認など、この会の運営に関する下記の事項に対して意思決定を行なう。
- (1) 会員活動のサポートに関すること。
- (2) 受託事業及び自主事業の運営に関すること。
- (3) 所有設備・備品活用のための運営に関すること。
- (4) 外部の渉外対応等に関すること。

- (5) この会の組織に関すること。
- (6) 会計・収支報告に関すること。
- (7) その他
- 3 この会の決定事項及び会則の変更は、運営委員会の出席者(委任を含む)の合意によって決める。

# (会計年度)

### 第 14 条

この会の会計年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日とする。

### (活動計画及び予算)

### 第 15 条

諸活動を行うに必要な経費及び事務経費は、年会費、事業収入でまかなう。

### (拠出金品の不返還)

### 第 16 条

納入した会費はいかなる事由があってもこれを返戻しない。

### (事業報告及び決算)

# 第 17 条

- 1 代表は本会の収支決算および会務について、総会で会員に報告する。
- 2 監事は会計監査報告を行い、総会にて承認を得るものとする